

別表 [FENIC SビジネスEthernetサービス 設定変更サービス]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、複数の甲設備間を、アクセス回線、アクセスポイント、FENIC Sネットワークサービス用電気通信回線およびFENIC Sネットワークサービス用電気通信設備で接続することにより、甲が、専用の閉域Ethernetネットワーク、専用線の閉域IPネットワークおよびインターネットを利用できるようにするネットワークサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

- (1) 本ネットワークサービスの提供にあたっては別途甲と乙の間において、「FENIC SビジネスEthernetサービス 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約が締結されていることを前提とします。
- (2) 甲は、自己の責任と費用負担で、本ネットワークサービスを利用するために必要となる甲設備を用意するものとします。

4. ネットワークサービスの内容

乙は、ネットワークサービス用電気通信設備に対し、以下の各号に定める作業のうち、別途甲乙合意した作業を実施します。

- (1) ネットワークサービス用電気通信設備に対するルーティング設定の追加/変更/削除作業
- (2) ビジネスEthernetサービス インターネットFirewallサービスV2におけるファイアウォールのルール変更作業
- (3) ビジネスEthernetサービス インターネットFirewallサービスにおけるファイアウォールのルール変更作業
- (4) ビジネスEthernetサービス セキュリティパックサービスにおけるファイアウォールのルール変更作業
- (5) ビジネスEthernetサービス フレックス対応VPN接続サービスにおけるゲートウェイへの経路追加/変更/削除作業
- (6) ビジネスEthernetサービス mobile+3Gサービスにおけるプラン/コース変更作業
- (7) ビジネスEthernetサービス FGCP/S5接続サービスにおけるネットワークサービス用電気通信設備に対する変更作業
- (8) 甲が甲設備に対して変更を行う際における、乙の技術者の立会い
- (9) 前各号以外で、甲乙間で合意した追加/変更/削除作業

5. ネットワークサービス提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. ネットワークサービス提供時間帯

本ネットワークサービスの提供時間帯は、平日（月曜日から金曜日、ただし乙の休業日を除く）の9時から17時とします。

7. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、前月21日から当月20日とします。

8. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
ビジネスEthernet 設定変更費	NS32911S		従量料金制（一括払）	式

[変更内容]

- (2011年6月13日) 本別表を掲載します。
- (2011年9月1日) 4条(7)項のサービス名称を変更します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
IP	Internet Protocol

以 上